

総社市新型インフルエンザ等対策条例をここに公布する。

令和2年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第10号

### 総社市新型インフルエンザ等対策条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における新型インフルエンザ等対策の強化を図り、もって市民の生命及び健康を保護し、並びに市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）において使用する用語の例による。

(市の責務)

第3条 市は、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を防止するため、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するとともに、新型インフルエンザ等に関する適切な情報発信に努めなければならない。この場合において、市は、新型インフルエンザ等の感染者及びその家族等の個人情報の保護に留意するなど、その基本的人権を尊重しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、新型インフルエンザ等対策に協力するよう努めなければならない。

2 市民は、新型インフルエンザ等に関する正しい知識を持つとともに、新型インフルエンザ等感染症の拡大の防止に十分に注意を払うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、新型インフルエンザ等対策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、新型インフルエンザ等に関する正しい知識を持つとともに、新型インフルエンザ等感染症の拡大の防止に十分に注意を払うよう努めなければならない。

(支援等)

第6条 市長は、本市に新型インフルエンザ等が発生したとき、又はそのおそれがあるときは、次の各号に掲げる支援等を行うことができる。

(1) マスク及び消毒液等の物資並びに資材の給与

(2) 市が管理する施設の利用制限

(3) 教育委員会に対する、認定こども園、幼稚園、小学校及び中学校等における必要な措置の要請

(4) 新型インフルエンザ等対策に協力する医療機関等に対する支援

(5) その他市長が必要と認める支援

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。